

令和4年度 社会福祉法人足利むつみ会事業計画 <主な事業等の概要>

1、法人

本会は、社会福祉法第22条の規定に基づいた社会福祉法人として、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、または、その有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に事業を行うものとします。

なお、事業実施にあっては、次の実施項目を中心に、障害分野では障害福祉サービスを通じて、障害者の「生活」や「就労」に対する支援の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するとともに、高齢分野では特別養護老人ホーム青空において、多様なニーズを包含して介護を必要とする高齢者に対する生活全般の支援に努めます。また、児童分野ではふくい保育園において、子どもの最善の利益を最優先に保育に努めるとともに、家庭と連携した子育て支援や地域との連携に努めます。なお、本年度は、障害分野において、引き続き障害者のグループホーム（共同生活援助）・相談支援等のサービスを含む地域生活支援拠点の設置に向けての取り組みを加速させるとともに、SDGs(持続可能な開発目標)達成への貢献に取り組みます。

<実施項目>

- | | | |
|-----------------|-------------------|------------------|
| (1) 経営組織・基盤の強化 | (2) 法人理念等の周知、法令遵守 | (3) サービスの質の向上 |
| (4) 施設、設備等の改善 | (5) 人事管理の充実 | (6) 財務管理、財務規律の強化 |
| (7) 事業経営の透明性の確保 | (8) 地域福祉の推進 | |

2、施設・事業所

令和4年度からの虐待防止及び身体拘束等の適正化の取組みの義務化に則した虐待防止・身体拘束適正化委員会及び令和6年度からの義務化を見据えた感染症対策委員会を障害部門合同で設置し、委員会開催、研修会を行います。

また、地震等の災害時ならびに新型コロナウイルス感染症拡大時の事業継続を図るため、事業継続計画（BCP）の見直し、訓練等を行い、緊急事態に備えます。

特に、令和2年3月から緊急的に取り組んでいる新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き感染状況を注視し、事業所内での感染防止の徹底に努めます。

(1) 障害部門

社会就労センターきたざと（生活介護事業・就労継続支援事業A型・B型・就労移行支援事業・就労定着事業）

生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

重点目標として、WINと合同で、利用者の心（行動）の変化や身体機能の向上、ストレス発散等を意識した活動に取り組みます。

就労継続支援A型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。就労の機会の提供にあたっては、利用者の希望を踏まえた労働時間を定めます。また、就労の機会の提供にあたっては、利用者の希望を踏まえ提供します。

重点目標として、仕入商品の販路拡大に取組み、さらに新たな利益創出を検討し利用者の賃金向上へつなげます。

就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。そのために、施設外就労も実施します。

重点目標として、常に市場環境に視野を向け、利用者に応じた作業の開拓や開発に積極的に取り組み、工賃向上に努めます。

就労移行支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

重点目標として、安定した事業継続のため、関係機関との連携や情報共有を密にし、新規利用者の確保に努めます。

就労定着事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、3年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業の事業主、障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行います。

セルプ絆（就労継続支援事業B型）

就労継続支援B型事業

就労継続支援B型事業所として利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練を適切かつ効果的に行います。また、地域生活の安定と充実を図るため、社会資源との連携を行い、日常生活支援、就労移行支援、及び余暇活動支援など総合的な福祉サービスの提供に努めます。

重点目標として前年度に引き続き、コンサルティングによる日常業務、食品加工事業の抜本的改善に取り組めます。

ディアクティビティセンターWIN（生活介護事業）

生活介護事業所として、個人の感性を最大限に生し、その人らしく活動することを大きな目的とし、個別に合わせた「日常生活上の支援・介護」「軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供」「利用者主体の個別支援計画の作成、実践」を行います。

重点目標として、利用者のニーズに応じた主体的な生活の実現を図るため、きたざとと共同で、利用者の心の変化や身体機能の向上、ストレス発散等を意識した活動に取り組めます。また、令和3年度共同募金配分決定に伴い、本部棟1階に、利用者の支援向上のための多機能トイレ整備等改修工事を行います。

セルプみなみ（生活介護事業・就労継続支援事業B型）

生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう様々な生産活動の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。そのために、施設外就労も実施します。

また、生産活動を通じて、一般就労に必要な知識及び技能の向上を図り、一般就労等への移行に向けた支援に努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。

重点目標として、作業の品質や生産性を高めることで、安定した受注を確保し、利用者の工賃向上に取り組めます。

グループホーム ドナルド（共同生活援助）

利用者が地域において共同して自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談や入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切に行ないます。また、居宅においてその介護を行う者の疾病やその理由により、障がい児者に緊急的に支援が必要な状況になった場合、短期間の入所の受入れを行い、入浴、排せつ及び食事の介護やその他の必要な支援を行う「足利市あっしーネット緊急時支援事業」を引き続き行います。

重点目標として、グループホーム利用への需要が高まっている中で新規のグループホームの建設に取り組み、利用者及びご家族の希望に応え生活の安定を図ります。

ビタミンクラブ（放課後等デイサービス）

障害を持つ児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びに、そのおかれている環境に応じて適切な支援及び訓練を行います。また、個別支援計画を作成し、利用者の個性を最大に伸ばし、楽しさと満足感を感じながら成長できるよう療育支援を行います。

重点目標として、「将来を見据えた自立した生活支援の強化」「買い物訓練等ソーシャルスキルトレーニングの実施」「法人内就労及び生活介護事業所との連携と利用者の見学実習の実施」運動、創作、音楽など様々な要素を取り入れた療育活動の提供」「公文式学習の実施」に取り組みます。

日中一時支援事業 スマイル（日中一時支援事業）

活動する場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、障害児者を持つ家族の就労支援と日常的に介護している家族の一時的な休息支援として、日中一時支援事業・タイムケアサービスを提供します。

両毛圏域障害者就業・生活支援センター（就業・生活支援センター）

障害者からの相談に応じ、就業及び日常生活上の問題に関する指導・助言等を行うほか、職場定着促進のため、事業主に対して必要な助言等を行うとともに、関係機関との連携等を図ります。業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、当事者団体等の関係機関との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図ります。

足利むつみ会障害者相談支援センター（指定相談事業所）

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業として生活全般に係る相談及びサービス利用計画の作成に関する業務を行うとともに指定一般相談支援事業における地域移行支援及び地域定着支援の業務を行います。利用者の皆様が、安心して地域で暮らすことが出来るよう継続的な支援を行います。

また、相談支援専門員 1 名については、足利市から足利市地域生活支援事業における基幹相談支援事業の委託を社会福祉法人 愛光園、医療法人（社団）孝栄会と共同受託し、そこに常勤し業務を行います。

重点目標として、基幹相談支援センターと連携し、困難ケースの受け入れ及び対応に努めます。また、自立支援協議会事例検討部会において、ケースを通じた社会資源の課題を発信します。

（2）高齢部門

特別養護老人ホーム青空（特別養護老人ホーム・短期入所事業・通所介護事業・居宅介護支援事業・障害短期入所事業）

特別養護老人ホーム

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、その居宅における生活への復帰を念頭において、利用前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

短期入所生活介護事業所

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

デイサービスセンター

利用者が要介護状態においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに精神的負担の軽減を図ります。また、運営にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業

者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
居宅介護支援事業所

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、関係機関との連携に努めます。

重点目標として、開設から15年が経過し、老朽化等により建物、設備及び備品等に機能低下や不具合が生じ、必要に応じて修繕、更新等で対処していることから、入居者、利用者に影響が及ばないよう計画的な施設・設備等改善計画の策定に取り組むものとします。

(3) 児童部門

ふくい保育園

運営方針として、「子どもの最善の利益を考慮し、保育の実情に応じて創意工夫をし、優れた保育サービスを提供します」「地域に根ざし様々な保育ニーズに対応しながら、入園児童の保護者や地域の子育て支援に努めます」「子どもの健康・安全及び食育の推進に努めます」を掲げ、「健康な心と体、豊かな感性」（あかるい えがお げんきにあいさつ おもいやり）を保育目標に、すこやか保育、延長保育、乳児保育、一時預かり保育及び地域子育て支援拠点事業（おひさま）などを実施し、様々な保育ニーズに対応した保育所運営に努めます。

キッズピアあしかが（公益事業）

足利市屋内子ども遊び場事業

公益事業所として、単なる屋内子ども遊び場としてではなく、子どもの運動機能向上や子育て世代の交流の場となるような機能を備える施設を目的に運営を行います。引き続き、新型コロナウイルスに対する感染予防を実施し、安心・安全に利用できるよう努めます。

重点目標として、幼少期からの運動機能の向上を促進するよう努めます。また、アクティブエリア及びランニングゾーンに、新たに airgYm を導入し、走るだけではなく全身運動を取り込んだミニパルクールが行えるよう再構築を行い、学齢期の子ども達の運動機能の向上を促進するよう努めます。

足利市子ども映像メディアアート事業

公益事業として、足利市が屋内子ども遊び場「キッズピアあしかが」の施設内に設置する「子ども映像メディアアートブース」の業務を受託して運営するもので、「キッズピアあしかが」を利用する子どもたちの健全育成及び子育て世代への支援の更なるツールとして、「学び」「遊び」「地域との絆の体感」をコンセプトに、子どもたちが楽しみながら学びや遊びができる映像体験型プログラムを展開し、子育て支援の充実とともに、足利市が推進する映像のまちとしてのイメージアップを図ることを目的に運営します。引き続き、新型コロナウイルス感染予防を行い実施するにあたり、一部設置場所を変更し、十分な距離を保ち実施できるコンテンツに限定し運営をいたします。

社会福祉法人 足利むつみ会 SDGs 達成への貢献取組について

本年度より、社会福祉法人足利むつみ会は、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献に取組みます。

具体的には、SDGs における 17 の目標は相互に関連しており、それを包括的解決することが本当の意味で解決に向かうものと言われていています。そのため、SDGs に関連する世界で起こっている問題や課題など全体像を把握し、一法人として、個人として、それぞれの立場で持続可能な社会に向けた以下の9目標の中で、取組みに貢献していくものとする。

ゴール	ターゲット	取組み内容
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1.3</p> <p>1.4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に携わる職員の給与水準の向上を目指す。（全部門） ・障がい者の生活の質の向上、経済的自立ができるよう取り組む。（障害部門）
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2.1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事への栄養マネジメントの提供。（全部門） ・季節に応じた食材の提供を行い、食品ロスを無くすよう取り組む。（全部門） ・子ども食堂へのパンの無償提供。（障害部門）
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.7</p> <p>3.8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉を必要とする方々に対する相談支援体制の充実。（全部門） ・障害福祉サービス、介護保険サービス、保育サービス、その他サービス提供の質の向上に取り組む。（全部門） ・研修を実施し、スキルアップ及び福祉サービスにおける意識の向上に取り組む。（全部門） ・職員健康診断、メンタルヘルス、インフルエンザ予防接種の実施。（全部門）
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5.2</p> <p>5.5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍推進に関する取組み。（全部門） ・出産・育児等に関する取組み。（全部門） ・ハラスメント防止への取組み。（全部門）

	8.5	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理状況の更なる改善に関する取り組み。(全部門) ・合理的配慮が必要な方への支援体制に関する取り組み、支え合う職場づくり。(障害部門)
	10.2	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる生活環境の中でも、男女平等を基本として取り組める環境づくり。(全部門)
	11. b	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に避難防災訓練を実施し、利用者の安全確保に取り組む。(全部門) ・BCP（事業継続計画）の策定し、随時見直しを行い、非常災害時に備える取り組み。(全部門)
	12.5	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄のパンの低額提供に取り組む。(障害部門) ・機密文書を出張裁断し、裁断物を再利用する取り組み。(障害部門) ・新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶の回収を行い、リサイクルに取り組む。(障害部門)
	16.1 16.6 16.7	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止・身体拘束廃止委員会を設置し、虐待等に対する意識を高める。(全部門) ・サービス等に関する公正な判断が出来るよう第三者委員の設置。(全部門)

～SDGs とは～

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」という誓いのもと、人間、地球及び繁栄への行動計画として「貧困」、「健康と福祉」など17の目標と169のターゲットで構成されています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、日本でも積極的に取り組まれています。